

令和5年度認定こども園 副食費（1号認定）

教育標準時間認定を受けた子どもの保育料（1号認定）

階層区分 年収めやす			月額
第1階層	1	生活保護世帯	免除（0円）
第2階層 ～270万円 未満	2-2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ含む）、養育里親（養子縁組里親・親族里親は除く）	
	2-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」	
第3階層 ～360万円 未満	3-2	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	
	3-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」	
第4階層 ～680万円 未満	4	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下の世帯	
第5階層 680万円～	5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	

- ◆幼児教育・保育の無償化により利用料は無償ですが、給食費、行事費などは保護者負担です。
- ◆副食費の額は、園ごとに異なる場合があります。
- ◆小学校3年生以下の子が3人以上いる世帯の第3子以降は免除します。
- ※障がい児(者)：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、特別児童扶養手当や障害基礎年金等受給している方が対象です。